

# 青森県報

号外第六十二号

令和五年  
六月二十八日  
(水曜日)

## 目 次

## 規 則

○青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則…(自然保護課)…

## 規 則

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県規則第二十一号

### 青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

青森県立自然公園条例施行規則(昭和三十七年六月青森県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「及び」を「その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び」に改める。

第二十九条第一項中「第二十一条第三項」を「第二十八条第三項」に、「第二十一条第七項」を「第二十八条第七項」に、「第二十三条第一項」を「第三十条第一項」に、「第十二条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十四条又は第十六条」を「第二十一条又は第二十三条」に改め、同条第三項中「第二十一条第三項」を「第二十八条第三項」に、「条例第二十一条第五項」を「同条第五項」に、「第二十三条第一

項」を「第三十条第一項」に改め、同条を第四十二条とする。  
第二十八条中「第四十五条第三項」を「第五十七条第三項」に改め、同条を第四十一条とする。

第二十七条中「第十七条第二項、第二十四条第三項、第二十五条第三項、第二十七条第三項又は第四十四条第四項」を「第二十四条第三項、第三十一条第三項、第三十二条第三項、第三十四条第三項、第四十三条第二項又は第五十六条第四項」に、「第十三号様式」を「第十四号様式」に改め、同条を第四十条とする。

第二十六条中「第三十八条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第二号中「第三十九条各号に掲げる業務」を「第五十一条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務(同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下この条において同じ。)」に改め、同条第三号中「第三十九条各号」を「第五十一条第一項各号及び同条第二項各号」に改め、同条第四号中「第三十九条各号」とし、同条第五号中「第三十九条各号」を「同条第五十一条第一項各号及び同条第二項各号」に改め、同条に次の一号を加える。

五 会社又は森林組合にあつては、自然公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

第二十六条を第三十九条とする。

第二十五条中「第三十五条(条例第三十六条)」を「第四十七条(条例第四十八条)」に改め、同条を第三十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(公園管理団体となることのできる法人)

第三十八条 条例第五十条第一項に規定する規則で定める法人は、会社又は森林組合とする。

第二十四条中「第三十三条第一項(条例第三十六条)」を「第四十五条第一項(条例第四十八条)」に改め、同条を第三十六条とする。

第二十三条中「第三十二条第三項第三号」を「第四十四条第三項第三号」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十二条第一項中「第二十九条第六項」を「第三十六条第六項」に、「第十二号様式」を「第十三号様式」に改め、同条第二項中「第二十九条第七項」を「第三十六条第七項」に、「第二十条第三項第一号」を「第二十七条第三項第一号」に改め、同条を第二十九条とし、同条の次に次の五条を加える。

(質の高い自然体験活動の促進に関する協議会の公表)

第三十条 第十三条の規定は、条例第三十九条第三項において準用する条例第十九条第四項の規定による公表について準用する。この場合において、第十三条第一号中「第十九条第一項に規定する協議会をいう。第十五条第二項第二号及び第十七条第三号」とあるのは「第三十九条第一項に規定する協議会をいう。第三十二条第二項第二号及び第三十四条第三号」と、同条第二号中「利用拠点区域」とあるのは「自然公園の区域」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定の申請)

第三十一条 条例第四十条第一項の規定による認定の申請をしようとする者は、自然体験活動促進計画書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、区域の規模が大きいため、第一号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。

一 計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図

二 条例第二十八条第三項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第十九条第一項第一号及び第二号に掲げる図面

三 条例第三十条第一項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第十九条第一項第一号及び第二号に掲げる図面

四 その他知事が必要と認める書類

(自然体験活動促進計画の記載事項)

第三十二条 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第四十条第二項第六号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 自然体験活動促進計画の名称

二 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

三 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制

四 条例第二十八条第三項の許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

五 条例第三十条第一項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

六 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項

七 その他参考となるべき事項

(認定を受けた自然体験活動促進計画の公表)

第三十三条 条例第四十条第五項(条例第四十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(自然体験活動促進計画の軽微な変更)

第三十四条 条例第四十一条第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

二 自然体験活動促進事業の実施時期の変更

三 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更

四 計画期間の変更

五 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第四十条第三項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第二十一条中「第二十九条第五項ただし書」を「第三十六条第五項ただし書」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十条第一項中「第二十九条第三項」を「第三十六条第三項」に、「第十一号様式」を「第十二号様式」に改め、同条第二項中「第二十九条第三項第四号」を「第三十六条第三項第四号」に改め、同条第三項中「第二十九条第四項」を「第三十六条第四項」に改め、同項第三号中「第二十九条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同条を第二十七条とする。

第十九条中「第二十九条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同条を第二十六条とする。

第十八条中「第二十三条第七項第四号」を「第三十条第七項第五号」に改め、同条第一号中「第十五条第一号から第十一号の十三」を「第二十二條第一号から第十一号の十五」に、「第二十七号の二の三」を「第二十七号の二の二」に、「又は第三十号」を「第三十号又は第三十号の十四から第三十号の十九まで」に改め、同条中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第三号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 地表から一メートル以下の高さで、広告物等(表示面の面積が一平方メートル以下であるものに限る。)を設置すること(同一敷地内又は同一場所内における

広告物等の表示面の面積の合計が五平方メートル以下の場合に限る。）。  
第十八条に次の一号を加える。

十八 前条第一号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に付帯する行為

第十八条を第二十五条とする。

第十七条中「第二十三条第一項第一号」を「第三十条第一項第一号」に改め、同条を第二十四条とする。

第十六条中「第二十三条第一項」を「第三十条第一項」に、「第十号様式」に第十二条第一項各号」を「第十一号様式」に第十九条第一項第一号から第四号まで」に改め、同条を第二十三条とする。

第十五条中「第二十一条第八項第四号」を「第二十八条第八項第五号」に改め、同条第四号中「ある」を「あつて、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である」に、「こと」を「こと（改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が千平方メートル以下であるものに限る。）」に改め、同条第六号中「第二十一条第三項」を「第二十八条第三項」に改め、同条第十一号の三中「巣箱」を「野生鳥獣の保護増殖のための巣箱」に改め、同条第十一号の七中「限る」を「限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が二メートル以下であるものに限る」に改め、同条第十一号の八から第十一号の十一までを次のように改める。

十一の八 既存の電線、電話線若しくは通信ケーブル（以下この条において「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築し、若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と認められるものに限る。）。  
十一の九 既存の電線等に付帯する工作物を新築し、改築し、又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。  
十一の十 変圧器その他の電柱に付帯する設備を改築し、又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。  
十一の十一 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線等又は引込みに要する設備を設置すること。

第十五条第十一号の十二中「若しくは農作物」を「農作物、森林又は生態系」に改め、同条第十一号の十三中「防除」の下に「又は保安」を加え、同号の次に次の二号を加える。

十一の十四 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽

光発電施設（当該施設の色彩及び形態が、自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。

十一の十五 県が自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

第十五条第十三号中「木竹」の下に「（条例第二十八条第三項第十号の知事が指定する植物（以下この条において「採取等規制植物」という。）であるものを除く。）」を加え、同号の次に次の二号を加える。

十三の二 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが五十センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。

十三の三 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが三メートル以内のものに限る。）を伐採すること。

第十五条第十六号中「又は電線路の維持」及び「除伐し」を削り、同号の次に次の二号を加える。

十六の二 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

十六の三 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

第十五条第十七号の二中「認定保護増殖事業等の実施」を「牧野その他の草原の維持」に、「木竹」を「必要な範囲内で竹又はかん木」に改める。

第十五条第十八号を次のように改める。  
十八 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

第十五条第十八号の三中「木竹」の下に「（採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。）」を加え、同条第十八号の十二を次のように改める。

十八の十二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第十五条中第十八号の十四を削り、第十八号の十三を第十八号の十四とし、第十八号の十二の次に次の一号を加える。

十八の十三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第十五条第二十七号中「の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖」を「又は野生動植物の保護管理」に改め、同条第二十七号の二の二中「認定保護増殖事業等の実施のために」を「特定外来生物の防除の目的で、」に改め、同条第二十七号の二の三を削り、同条第二十八号を次のように改める。

二十八 宅地内において採取等規制植物を採取し、又は損傷すること。

第十五条第二十八号の十二中「第二十一条第三項第十三号」を「第二十八条第三項第十三号」に改め、同条を同条第二十八号の十三とし、同条中第二十八号の十一を削り、第二十八号の十を第二十八号の十二とし、第二十八号の九の二を削り、同条第二十八号の九中「第二十一条第三項第十三号」を「第二十八条第三項第十三号」に改め、同号口を削り、同号ハを同号ロとし、同条を同条第二十八号の十一とし、同条中第二十八号の八を削り、第二十八号の七を第二十八号の十とし、第二十八号の五の二から第二十八号の六の二までを削り、同条第二十八号の五中「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による知事の許可に係る鳥獣」を「国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物」に、「それら」を「当該動物」に改め、同条を同条第二十八号の九とし、同条中第二十八号の四の二を削り、第二十八号の四を第二十八号の八とし、同条第二十八号の三中「第二十一条第三項第十一号」を「第二十八条第三項第十一号」に改め、同条を同条第二十八号の七とし、同条第二十八号の二中「第二十一条第三項第十一号」を「第二十八条第三項第十一号」に改め、同条を同条第二十八号の六とし、同条第二十八号の次に次の四号を加える。

二十八の二 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

二十八の三 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

二十八の四 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

二十八の五 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。

第十五条第三十号の十三の次に次の六号を加える。

三十の十四 公園管理団体が行う条例第五十一条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が十四日前までに知事に提出されたものを行うこと。

三十の十五 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第二十八条第三項各号に掲げるものを行うこと。

三十の十六 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第二十八条第三項各号に掲げるものを行うこと。

三十の十七 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条の二第一項から第五項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第二十八条第三項各号に掲げるものを行うこと。

三十の十八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による知事の許可に係る行為として、条例第二十八条第三項各号に掲げるものを行うこと。

三十の十九 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第二十八条第三項各号に掲げるものを行うこと。

第十五条を第二十二条とする。

第十四条中「第二十一条第五項」を「第二十八条第五項」に、「第九号様式」に第十二条第一項各号」を「第十号様式」に第十九条第一項第一号から第四号まで」に改め、同条ただし書中「第二十一条第六項」を「第二十八条第六項」に、「第十二条第一項第一号」を「第十九条第一項第一号」に改め、同条を第二十一条とする。

第十三条第一項から第三項までの規定中「第二十一条第三項第一号」を「第二十八条第三項第一号」に改め、同条第四項中「第二十一条第三項第一号」を「第二十八条第三項第一号」に改め、同項第六号中「をいう。」を「をいう。第二十四条第一号イにおいて同じ。」に改め、同条第五項から第八項までの規定中「第二十一条第三項第一号」を「第二十八条第三項第一号」に改め、同条第九項中「第二十一条第三項第一号」を「第二十八条第三項第一号」に改め、同項第七号口中「第二十一条第三項第一号」を「第二十八条第三項」に改め、同条第十項中「第二十一条第三項第一号」を「第二十八条第三項第一号」に改め、同項第十号を第十一号とし、第二号から第九

号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 申請に係る場所が、条例第二十八条第三項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、五年を経過していない場所でないこと。ただし、木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。

第十三条第十一項中「第二十一条第三項第一号」を「第二十八条第三項第一号」に、「前項第七号及び第九号」を「前項第二号、第八号及び第十号」に改め、同条第十二項中「第二十一条第三項第一号」を「第二十八条第三項第一号」に、「第十項第七号」を「第十項第二号及び第八号」に改め、同項第二号中「第十項第九号」を「第十項第十号」に改め、同条第十三項中「第二十一条第三項第一号」を「第二十八条第三項第一号」に改め、同項に次の一号を加える。

三 照明装置を用いて特別地域内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病虫害の防除のために行われるものは、この限りでない。

- イ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
- ロ 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。
- ハ 当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。

ニ 動光又は点滅を伴うものでないこと。

ホ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

第十三条第十四項中「第二十一条第三項第一号」を「第二十八条第三項第一号」に改め、同条第十五項中「第二十一条第三項第二号」を「第二十八条第三項第二号」に改め、同条第十六項中「第二十一条第三項第三号」を「第二十八条第三項第三号」に改め、同条第十七項中「第二十一条第三項第四号」を「第二十八条第三項第四号」に改め、同条第十八項中「第二十一条第三項第四号」を「第二十八条第三項第四号」に改め、同項第一号中「第二十一条第三項」を「第二十八条第三項」に改め、同条第十九項中「第二十一条第三項第五号」を「第二十八条第三項第五号」に改め、同項第三号中「第二十一条第三項」を「第二十八条第三項」に改め、同条第二十項中「第二十一条第三項第六号」を「第二十八条第三項第六号」に改め、同項第一号二を次のように改める。

ニ 光源を用いる広告物等にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。

(2) 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

(3) 動光又は点滅を伴うものでないこと。

第十三条第二十項第一号ホを削り、同号へを同号ホとし、同項第二号中「からへまで」を「及びホ」に改め、同項第三号中「からへまで及び」を「及びホ並びに」に改め、同項第四号中「第一号へ」を「第一号ホ」に改め、同条第二十一項中「第二十一条第三項第七号」を「第二十八条第三項第七号」に改め、同条第二十二項中「第二十一条第三項第八号」を「第二十八条第三項第八号」に改め、同条第二十三項中「第二十一条第三項第九号」を「第二十八条第三項第九号」に改め、同条第二十四項中「第二十一条第三項第十号」を「第二十八条第三項第十号」に改め、同条第二十五項中「第二十一条第三項第十一号」を「第二十八条第三項第十一号」に改め、同条第二十六項中「第二十一条第三項第十三号」を「第二十八条第三項第十三号」に、「条例第二十一条第三項第十三号の」を「同条第三項第十三号の」に改め、同条第二十七項中「第二十一条第三項第十四号」を「第二十八条第三項第十四号」に改め、同条第二十八項中「第二十一条第三項第十五号」を「第二十八条第三項第十五号」に改め、同条第二十九項中「第二十一条第三項各号」を「第二十八条第三項各号」に改め、同項第三号中「第二十一条第三項」を「第二十八条第三項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項の次に次の一項を加える。

29 条例第二十八条第三項第十六号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。

ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

二 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

第十三条を第二十条とする。

第十二条第一項中「第二十一条第三項」を「第二十八条第三項」に、「第八号様式」を「第九号様式」に、「図面を」を「書類を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、行為の規模が大きいため、第一号から第四号までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じ

て適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。  
第十二条第一項第一号及び第二号中「以上」を「程度」に改め、同項第三号中「以上」を「程度」に改め、「構造図」を削り、同項第四号中「以上」を「程度」に改め、同項に次の一号を加える。

五 その他知事が必要と認める書類

第十二条第二項中「図面」を「書類」に改め、同条を第十九条とし、第十一条を第十八条とする。

第十条中「第十五条第二項」を「第十七条第二項」に、「第七号様式」を「第八号様式」に改め、同条第一号中「第四条第三項第三号」を「第六条第三項第三号」に、「書類」を「図面」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の五条を加える。

(利用拠点の質の向上のための整備改善に関する協議会の公表)

第十三条 条例第十九条第四項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 協議会（条例第十九条第一項に規定する協議会をいう。第十五条第二項第二号及び第十七条第三号において同じ。）の名称及び構成員の氏名又は名称

二 協議の対象となる利用拠点区域

(利用拠点整備改善計画の認定の申請)

第十四条 条例第二十条第一項の規定による認定の申請をしようとする者は、利用拠点整備改善計画書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、区域の規模が大きいため、第一号及び第二号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。

一 計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図

二 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真

三 条例第十三条第二項の認可を要する条例第二十条第四号に規定する利用拠点整備改善事業（以下この条及び次条において「利用拠点整備改善事業」という。）に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつては、イに掲げる書類に限る。）

イ 第六条第三項第一号から第四号まで、第十二号及び第十三号に掲げる書類

ロ 公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

四 条例第十三条第五項の認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第六条第三項第三号及び第四号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号イ及びロに掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げる書類を除く。）

五 条例第二十八条第三項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第十九条第一項第一号及び第二号に掲げる図面

六 条例第三十条第一項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第十九条第一項第一号及び第二号に掲げる図面

七 その他知事が必要と認める書類

(利用拠点整備改善計画の記載事項)

第十五条 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第二十条第二項第八号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 利用拠点整備改善計画の名称

二 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

三 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制

四 条例第二十八条第三項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

五 条例第三十条第一項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

六 その他参考となるべき事項

(利用拠点整備改善計画の公表)

第十六条 条例第二十条第六項（条例第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(利用拠点整備改善計画の軽微な変更)

第十七条 条例第二十一条第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

二 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更

三 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成

員の氏名若しくは名称の変更

四 第七条各号に掲げる変更

五 計画期間の変更

六 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第二十条第四項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第九条中「第十四条」を「第十六条」に、「第六号様式」に「第四条第三項第三号」を「第七号様式」に「第六条第三項第三号」に、「書類」を「図面」に改め、同条を第十一条とする。

第八条第二項中「第十三条第二項」を「第十五条第三項」に、「第五号様式」を「第六号様式」に改め、同項第一号中「第四条第三項第一号」を「第六条第三項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十三条第一項」を「第十五条第二項」に、「第四号様式」を「第五号様式」に改め、同項第二号中「第四条第三項第三号」を「第六条第三項第三号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第十五条第一項の規定による承認を受けようとする者は、申請書（第四号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し

二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

三 第六条第三項第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類

四 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設の適切な管理又は運営をすることができていることを証する書類

五 第二条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

六 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

第八条を第十条とする。

第七条中「第十一条第八項」を「第十三条第八項」に改め、同条を第九条とする。

第六条第一項中「第十一条第六項」を「第十三条第六項」に改め、同条第二項中「第十一条第七項」を「第十三条第七項」に、「第四条第三項第三号」を「第六条第

三項第三号」に、「書類並びに」を「図面並びに」に改め、同条を第八条とする。

第五条中「第十一条第五項ただし書」を「第十三条第五項ただし書」に改め、同条各号を次のように改める。

一 条例第十三条第三項第一号又は第五号に掲げる事項の変更（同号に掲げる事項の変更にあつては、第二条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。）

二 前条第二項各号に掲げる事項の変更（同項第一号に掲げる事項の変更にあつては、公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

第五条を第七条とする。

第四条第一項中「第十一条第三項」を「第十三条第三項」に改め、同条第二項中「第十一条第三項第六号」を「第十三条第三項第六号」に改め、同条第三項中「第十一条第四項」を「第十三条第四項」に改め、同項ただし書中「書類とする」の下に「とともに、行為の規模が大きいため、第三号から第七号までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる」を加え、同項第三号から第五号までの規定中「以上」を「程度」に改め、同項第六号中「千分の一以上」を「千分の一程度」に、「構造図、」を「及び」に改め、「及び給排水計画図」を削り、同項第七号中「以上」を「程度」に改め、同項第八号中「並びに」を「及び」に、「その内訳」を「内訳」に改め、同項第九号中「公園事業」を「工事の施行を要する場合にあつては、公園事業」に改め、同条を第六条とする。

第三条中「第十一条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

（公園計画の変更に係る添付書類）

第三条 条例第十条第一項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書面

イ 条例第十条第一項の規定による提案（以下この号において「提案」という。）を行う協議会（条例第十九条第一項又は第三十九条第一項に規定する協議会をいう。ロにおいて同じ。）を組織した市町村

ロ 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

ハ 提案の理由

二 その他知事が必要と認める書類

(公園事業の決定等の提案に係る添付書類)

第四条 条例第十二条第一項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書面

イ 条例第十二条第一項の規定による提案(以下この号において「提案」という。)を行う条例第十九条第一項に規定する協議会を組織した市町村

ロ 提案を行う条例第十九条第一項に規定する協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

ハ 提案の理由

二 当該公園事業の概要を記載した書面

三 その他知事が必要と認める書類

第一号様式中「第4条」や「第6条」及び「第11条第2項」や「第13条第2項」及び「回覧表の様式」中の「添付書類」の次に「(行為の規模が大きいため、

(3)から(7)まで及び(3)エ(イ)に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。)」や「(「程度」及び「1,000分の1程度」以上)や「程度」及び「及び」及び「並びに」や「及び」及び「その内訳」や「内訳」及び「回覧表」中の「公園事業」や「工事の施行を要する場合にあつては、公園事業」及び「回覧表」中の「以上」や「程度」及び「燃料」及び「燃料等」及び「給油施設」や「燃料等供給施設」及び「燃料」及び「燃料等」及び「油槽の形式及びその容量、計量器の種類」や「回覧表」。

第二号様式中「第6条」や「第8条」及び「第11条第5項」や「第13条第5項」及び「回覧表の様式」中の「添付書類」の次に「(行為の規模が大きいため、(1)、(2)並びに(3)ウからオまで及びサ(ア)に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。)」や「(「程度」及び「1,000分の1以上」)や「程度」及び「及び」及び「並びに」や「及び」及び「その内訳」や「内訳」及び「回覧表」中の「並びに」や「及び」及び「その内訳」や「内訳」及び「回覧表」。

中「公園事業」や「工事の施行を要する場合にあつては、公園事業」及び「回覧表」中の(イ)の次に「以上」や「程度」及び「回覧表」中の(イ)中「認可指令書」や「認可に係る指令書」及び「回覧表」。

第三号様式中「第7条」や「第9条」及び「第11条第8項」や「第13条第8項」及び

氏名(名称、代表者の氏名)又は住所		
-------------------	--	--

氏名(名称、代表者の氏名)又は住所		
-------------------	--	--

公園施設の構造		
---------	--	--

の欄中の「認可指令書」や「認可に係る指令書」及び「回覧表」中の「第27条」や「(第40条)及び「回覧表」中の

青森県立自然公園条例第17条の立入検査を行う職員	
--------------------------	--

青森県立自然公園条例第24条第1項の立入検査を行う職員	
青森県立自然公園条例第24条第2項の立入検査を行う職員	

「第24条第2項」や「第31条第2項」及び「第25条第2項」や「第32条第2項」及び	
青森県立自然公園条例第27条第2項の指示をすることができる職員	

青森県立自然公園条例第34条第2項の指示をすることができる職員	
青森県立自然公園条例第43条第1項の立入検査を行う職員	

「第44条」や「第56条第1項」

「第17条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、公園事業者に対し、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。」

や

「第24条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、公園事業者に対し、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。」

2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第20条第4項の認定を受けた者に対し、認定利用拠点整備改善計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。」

「2 前項の規定による」や「3 前2項の規定による」  
「4 第1項及び第2項」  
「第24条 略」  
「第31条 略」  
「第23条第2項」  
「第25条 略」  
「第32条 略」  
「第21条第3項、第23条第2項」  
「第28条第3項、第30条第2項」  
「第21条第3項各号」  
「第28条第3項各号」  
「第23条第1項各号」  
「第30条第1項各号」  
「第27条 自然公園」  
「第34条 自然公園」

「二 著しく悪臭を発散させ、拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしのままに占拠し、けんおの情を催させるような仕方で客引き、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。」

や

「二 著しく悪臭を発散させ、拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしのままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。」

三 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えること又は野生動物に著しく接近し、若しくはつきまとうことであつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

「前項第二号」や「前項第2号又は第3号」

（実地調査）

や

（報告徴収及び立入検査）

第43条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第40条第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。」

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（実地調査）

「第44条 知事」や「第56条 知事」  
「第50条」や「第63条」  
「第17条第1項」や「第24条第1項若しくは第2項若しくは第43条第1項」  
「又は同項」や「又はこれら」  
「をした者」や「をしたとき」  
「第25条第2項」や「第32条第2項」  
「忌避した者」や「忌避したとき」  
「第27条第2項」や「第34条第2項」  
「同条第1項第2号」や「同条第1項第2号又は第3号」  
「第44条第5項」や「第56条第5項」  
「妨げた者」や「妨げるとき」  
「第22条」や「第29条」  
「第29条第5項」や「第36条第5項」

「第29条第5項」  
「第36条第5項」

第十二号「第20条」や「第27条」や「第29条第2項」や「第36条第2項」及び「意匠法」の「第19条第1号」や「第26条第1号」及び「意匠法」の「第16条」や「第23条」及び「第23条第1項」や「第30条第1項」及び「

「1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2.5、0.00分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5、0.00分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1、0.00分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1、0.00分の1以上の図面

や

「1 添付図面（行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。）

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2.5、0.00分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5、0.00分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1、0.00分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1、0.00分の1程度の図面

及び「意匠法」の「第14条」や「第21条」及び「意匠法」の「第21条第5項」及び「第28条第5項」及び「意匠法」の「第19条第1号」や「第26条第1号」及び「意匠法」の「第16条」や「第23条」及び「第23条第1項」や「第30条第1項」及び「

「（行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。）」及び「意匠法」の「第19条第1号」や「第26条第1号」及び「意匠法」の「第16条」や「第23条」及び「第23条第1項」や「第30条第1項」及び「

第十二号「第20条」や「第27条」や「第29条第2項」や「第36条第2項」及び「意匠法」の「第19条第1号」や「第26条第1号」及び「意匠法」の「第16条」や「第23条」及び「第23条第1項」や「第30条第1項」及び「

「1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2.5、0.00分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5、0.00分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1、0.00分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1、0.00分の1以上の図面

や

「1 添付書類（行為の規模が大きいため、(1)から(4)までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。）

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2.5、0.00分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5、0.00分の1程度の概況図及び天然色写真

(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1、000分の1程度の平面図、立面

図、断面図及び意匠配色図

(4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1、000分の1程度の図面

(5) その他知事が必要と認める書類

に改め、同様式を第九号様式とす。

第七号様式中「第10条」や「第12条」及び「第15条第2項」や「第17条第2項」に改め、同様式の趣旨の一を「添付書類」の次に「(行為の規模が大きいため、(1)及び(2)に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。)」や「(1)及び(2)に掲げる縮尺の図面をもつて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これら(1)及び(2)に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる縮尺の図面に代えることができる。)」及び「(3)に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる縮尺の図面をもつて、適切と認められる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる縮尺の図面をもつて、これら(1)及び(2)に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる縮尺の図面に代えることができる。)」及び「(4)に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる縮尺の図面をもつて、適切と認められる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる縮尺の図面に代えることができる。)」に改め、同様式を第五号様式とし、第三号様式の次に次の二様式を加える。

第六号様式中「第9条」や「第11条」及び「第14条」や「第16条」に改め、同様式の趣旨の一を「添付書類」や「添付図面(行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。)」及び「(1)及び(2)に掲げる縮尺の図面をもつて、適切と認められる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる縮尺の図面に代えることができる。)」に改め、同様式を第八号様式とす。

第五号様式中「第8条」や「第10条」及び「第13条第2項」や「第15条第3項」に改め、同様式の趣旨の一を「添付書類」の次に「(行為の規模が大きいため、(2)及び(3)に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。)」及び「(1)及び(2)に掲げる縮尺の図面をもつて、適切と認められる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる縮尺の図面に代えることができる。)」に改め、同様式を第十号様式とす。

第四号様式中「第8条」や「第10条」及び「第13条第1項」や「第15条第2項」に改め、同様式の趣旨の一を「添付書類」の次に「(行為の規模が大きいため、(2)及び(3)に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。)」及び「(1)及び(2)に掲げる縮尺の図面をもつて、適切と認められる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる縮尺の図面に代えることができる。)」に改め、同様式を第十一号様式とす。

度」に改め、同備考の2中「認可指令書」を「認可に係る指令書」に改め、同様式を第五号様式とし、第三号様式の次に次の二様式を加える。

第4号様式(第10条関係)

青森県知事 殿

年 月 日

譲渡人 住所 〔 法人にあつては、主たる  
事務所所在地 〕  
氏名 〔 法人にあつては、名称及  
び代表者の氏名 〕  
譲受人 住所 〔 法人にあつては、主たる  
事務所所在地 〕  
氏名 〔 法人にあつては、名称及  
び代表者の氏名 〕

公園事業の全部の譲渡による公園事業地位承継承認申請書

青森県立自然公園条例第15条第1項の規定により、公園事業者の地位の承継に係る承認を受けたいので、次のとおり申請します。

執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日	指令第 号
公園施設の種別		
公園施設の管理又は経営の方法		
譲渡しようとする年月日		
譲渡しようとする理由		
備考		

1 添付書類(行為の規模が大きいため、(3)、(4)及び(エ)に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。)

- (1) 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し
- (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は登記事項証明書
- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図

(4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概図及び天然色写真

(5) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

(6) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設の適切な管理又は経営をすることができることを証する書類

(7) 譲受人が譲り受けた後に当該事業に係る施設を分譲型ホテル等とする場合にあつては、以下の書類

ア 特定の者が優先的に宿泊する仕組みを明らかにした書類

イ 一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みを明らかにした書類

ウ 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合を明らかにした書類

エ 次のいずれかの書類

(イ) 公園施設が所在する地域の再活性化又は上質化に向けた取組内容を明らかにした書類

(ロ) 改築、増築又は建替えを行う廃屋又は老朽化施設に係る敷地内の配置を明らかにした縮尺1,000分の1程度の配置図、天然色写真及び登記事項証明書

(8) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

2 記載上の注意

「執行の認可を受けた年月日及び番号」及び「公園施設の種別」欄には、当該事業の認可に係る指令書に記載のものを記載すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、令和五年七月一日から施行する。

( 経過措置 )

2 改正後の青森県立自然公園条例施行規則第二十条の規定は、この規則の施行の日以後にされる青森県立自然公園条例(昭和三十六年十月青森県条例第五十八号)第二十八条第三項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

( 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部改正 )

3 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則(平成十二年三月青森県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第四条第三項第十四号」を「第六条第三項第十四号」に、「第六条第二項」を「第八条第二項」に改め、同条第四号中「第十八条第十六号」を「第二十五条第十六号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第三号中「第十五条第三十一号」を「第二十二条第三十一号」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 自然公園規則第二十五条第一号の規定による自然公園規則第二十三条第三十号の十四の公園管理団体が行う業務のために必要な行為の内容及び実施期間を記載した書面の受理に関すること(二以上の市町村の区域にまたがる特例条例第四十四条第九号に規定する届出を要しない当該行為に係るものを除く。)

第四条第二号中「第十二条第三項」を「第十九条第三項」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の三号を加える。

四 自然公園規則第二十八条第五号の規定による特定外来生物の防除を目的とする催しの内容及び実施期間を記載した書面の受理に関すること(二以上の市町村の区域にまたがる特例条例第四十四条第八号に規定する許可又は届出を要しない特定外来生物である植物の採取又は損傷に係るものを除く。)

五 自然公園規則第二十八条第九号の規定による特定外来生物の防除を目的とする催しの内容及び実施期間を記載した書面の受理に関すること(二以上の市町村の区域にまたがる特例条例第四十四条第八号に規定する許可又は届

出を要しない特定外来生物である動物の捕獲若しくは殺傷又は当該動物の卵の採取若しくは損傷に係るものを除く。)

六 自然公園規則第二十三条第三十号の十四の規定による公園管理団体が行う業務のために必要な行為の内容及び実施期間を記載した書面の受理に関すること(二以上の市町村の区域にまたがる特例条例第四十四条第八号に規定する許可又は届出を要しない当該行為に係るものを除く。)

二 自然公園規則第十九条第一項第五号の規定による書類の認定に関すること(二以上の市町村の区域にまたがる行為に係る特例条例第四十四条第八号に規定する許可に係るものを除く。)

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭